

令和6年度の後期高齢者医療保険料について

令和6年度の大分県後期高齢者医療保険料率は下記の通りです。

令和6年度 保険料率		
A	均等割額	59,200円
B	所得割額	11.55%
	(前年所得※が58万円以下)	10.62%
C	賦課限度額	80万円
	(令和5年度末時点で75歳以上、又は障害認定による加入者)	73万円

【制度改正に伴う令和6年度保険料の激変緩和措置】

所得割率 … 前年の所得が58万円以下の場合は、軽減用所得割率10.62%を適用する。

賦課限度額 … 制度見直し以前からの被保険者及び障害認定による加入者は、賦課限度額を73万円とする。

保険料の計算方法(令和6年度)

負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{上限(賦課限度額C)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①均等割額} \\ \hline \text{59,200円 A} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{②所得割額} \\ \hline \text{前年所得※} \times \text{所得割率 B} \\ \hline \end{array}$$

※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額となります。

≪均等割額の軽減≫

世帯の状況に応じて下記のとおり均等割が軽減されます。

軽減割合	軽減判定所得（世帯主及び世帯の被保険者の総所得金額等の合計）が下記に該当する世帯
7 割	「基礎控除額(43万円) +10万円 × { 年金・給与所得者数－1 }」を超えない世帯
5 割	「基礎控除額(43万円) + 29.5万円 × 世帯の被保険者数 +10万円 × { 年金・給与所得者数－1 }」を超えない世帯
2 割	「基礎控除額(43万円) + 54.5万円 × 世帯の被保険者数 +10万円 × { 年金・給与所得者数－1 }」を超えない世帯

●問い合わせ／市健康推進課 国保年金班 ☎0972-82-4147
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771(代表)